堺市監査委員公表第28号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員 伊豆丸 精 二

 同
 信
 貴
 良
 太

 同
 原
 繭
 子

 同
 澤
 由
 美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類 出資団体!	監査	
监 虽 07 ^{健 類} (公益財団	法人堺市教育スポーツ振興事	業団)
監査実施期間 令和5年	令和 5 年 11 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 26 日	
措置を講じた部局等 教育委員会	会事務局 地域教育支援部	地域教育振興課
公益財団法人堺市教育スポーツ振興事業団		
指摘事項等	措置内容	所管部課等
1 規程等について		
(1) 事業団は、個人情報の保護に関	御指摘を受け、令和 6 年 3	公益財団法人堺
する法律が改正(令和5年4月1	月11日開催の理事会の承認を	市教育スポーツ
日施行)されていたにもかかわら	得て、個人情報保護規程改正	振興事業団
ず、個人情報保護規程等において	を行い、また関係要綱等を改	
引用条項の変更や個人データの安	正し、令和6年4月1日に施	
全管理措置などの必要な改正を行	行しました。	
っていなかった。		
	所管部局としては、今後、	地域教育振興課
	法令改正に伴い、規程改正の	
	必要が生じた場合は、施行期	
	日前に改正の手続が進められ	
	るよう、理事会における改正	
	手続の完了等の確認を行うな	
	ど、適切な助言、支援等に取	
	り組みます。	
2 経理について		
(1) のびのびルーム事務の手引きに	令和5年12月8日の実地検	公益財団法人堺
おいて、物品購入する場合、予算	査での御指摘を受け、同日、	市教育スポーツ
差引簿に発注日や納品日を記入し	業者に請求の有無について確	振興事業団
管理することになっているが、発	認したところ、業者からの請	
注日も納品日も正しく記入してい	求漏れが判明したため、請求	
ないものがあった。	書の送付を依頼し、令和6年1	
また、そのなかには納品日から	月25日に支払いました。発注	
半年以上経過しているにもかかわ	日・納品日についても正しく	
らず支払いが行われていないもの	記入を行うよう周知徹底しま	
があった。	した。	
	また、御指摘を踏まえ、発	

注日・納品日・報告日の適切な記入を行えるよう、令和6年度から使用する予算差引簿の様式を変更しました。あわせて「のびルーム事務のせて「のびルーム事務引力を関系が明確になるように変更を行いました。

- (2) のびのびルーム ICT 環境対応業務の委託において、基本分(年額) と作業時間及び出張回数に応じた実績分を支払うこととし、契約がなされているところ、以下のとおり誤りがあった。
 - ア 公益法人会計基準等に基づいて、発生基準により会計処理をすることが求められているが、令和3年度分の委託費の基本分について、令和3年度に費用計上すべきところ、実際に支払った令和4年度に費用計上していた。
 - イ 令和 4 年度分の契約書に収入 印紙を貼付していなかった。

御指摘を受け、支出すべき 案件に対して支出予定日を記載した「契約・支出状況整理 簿」を作成しました。今後は、 複数人で支出状況を確認し、 発生基準にあった費用計上を します。

公益財団法人堺市教育スポーツ

振興事業団

公益財団法人堺

市教育スポーツ

振興事業団

御指摘を受け、令和 4 年度の契約書に貼付する収入印紙については、令和 6 年 1 月 15日に所轄税務署に対応を相談し、適切に印紙の貼付を行いました。

今後、契約締結の際は、収入印紙の貼り漏れの防止のため、契約書に収入印紙の貼付枠内に正しい金額の印紙税額を記載し、決裁時に収入印紙の貼付を所属長が確認します。

ウ 契約書では、支払方法として 一括払いとしていたにもかか わらず、契約金額のうち実績分 を四半期ごとに支払っていた。 また、令和 4 年度分の契約金 額のうち基本分を支払ってい なかった。 今後は、契約書に記載され た支払方法に基づいて支払い ます。

公益財団法人堺 市教育スポーツ 振興事業団

エ 令和 5 年 8 月に当該業務の契約相手方が個人事業主から法人に変更されていたにもかかわらず、令和 5 年度分の契約において、相手方を変更するための手続を行っていなかった。

御指摘を受け、契約相手方より登記の全部事項証明書の書類提出を求め、令和6年1月22日に権利義務の承継承認についての意思決定を行いました。

今後、事業団内で情報共有を図り、契約の相手方が個人から法人へ変更する事例が発生した場合は、必要な対応を行います。

公益財団法人堺 市教育スポーツ 振興事業団

4 事業運営について

(1) 情報ネットワークシステムに 関する情報セキュリティ実施手順では、端末機等の廃棄等をする 場合には、端末機等の初期化のみ ならず情報を復元できないよう な措置を講ずることとし、端末機 廃棄管理台帳により、廃棄方法・ 作業場所・廃棄担当者等を確認 し、廃棄について記録・管理する こととされている。

御指摘を受け、処分情報を 集約・記録する「端末機廃棄 管理台帳」を作成し、事業者 から提出を受けた令和5年12 月27日付けのデータ消去完了 報告書に基づき、情報の消去 等に関する措置を確実に行っ たことを記録しました。

堺市教育スポーツ振興事業 団情報ネットワークに関する

しかし、令和 4 年度において、パソコン 11 台の売却、パソコン 9 台及びサーバ 1 台の廃棄を行っていたにもかかわらず、当該管理台帳の作成及び記録をしていなかった。

また、上記のパソコン 11 台については、売買契約書もなくデータ消去の方法等を明確にしないまま売却しており、情報の消去等に関する措置を確実に行ったことの確認ができない状態となっていた。

(2) 事業団では、個人情報の取扱いを伴う事務の委託契約の締結にあたっては、個人情報の取扱いに関する遵守事項を記載した特記事項を契約書に添付すべきところ、複数の契約書において特記事項を添付していなかった。

[適切な業務委託の発注について (意見)]

のびのびルーム ICT 環境対応業務(令和 4 年度分)については、下記の内容により契約を行っている。

業務内容	堺市教育スポーツ振興事業団が運営するのびのびルームの専用教室におけるICT環境整備について、保守に係る作業を行う(ウイルスソフト更新を含む)。
契約金額 (税込)	基本分 254,980円
	実績分
	作業料金 5,500円/1時間
	出張料金 16,500円/1回
※基本分:ウイルスソフト更新作業に対する対価	

情報セキュリティ実施手順に 基づき、端末機の廃棄等にあ たり電算管理者による確認及 び記録・管理を確実に行い、 各種規程の順守を徹底しま す。

特記事項が添付されていなかった契約書については、覚書を締結しました。

また、令和 6 年度から、委 託契約の内容に応じて必要と なる契約書や添付書類等の項 目を整理したチェックリスト を作成し決裁時に添付しま す。 公益財団法人堺 市教育スポーツ 振興事業団

パソコン回収業務の費用負担については、仕様書で明確にしていなかったため、今後、業務範囲と費用負担を明確にし、回収業務の委託を行う際には、複数の業者から見積もりを徴取します。

なお、ICT環境対応業務については、業務の内容により、業者委託すべきかも含め業務の精査を行います。また、研修受講等によって事業団のシ

当該業務の実施状況を確認したところ、パソコン等の保守業務に加えて、不要となったパソコンの回収も当該業務の対象としており、保守業務と同じ契約金額を適用していた。

事業団は、安易にすべての業務を事業者に任せるのではなではなではなではなるではえて世帯を特査し、そのうえではないではないではない。 書等において業務範囲をである。にするののではないでは、事業団自らが作業をはいても、事業団自らが作業を持ちにない。 をあるからにはり、契約金別を常とといるといるがであるかにといい。 見合っなど、適切な契約に努められたい。

[公益目的事業の資産の転用について(意見)]

事業団は、のびのびルームで使用し、不要となったパソコン 11 台を令和 5 年 3 月 31 日に、のび のびルーム ICT 環境対応業務の事 ステムに関する知識向上を図り、必要に応じて市への問い合わせ・確認を行い仕様書の精度を高め、契約金額の検証を行うよう取り組みます。

業者(以下「事業者」という。) に売却したが、事業団本部で使用 するために、同年4月7日に決裁 を受け、同じパソコンを買い戻し ていた。

これら一連の取引について次の 意見を付す。

- ア 売却のための回収費用及び 買戻しに伴う費用が妥当でな いこと
 - (ア) 売却に係る出張費、作業費 について

パソコンの回収に係る出 張費等で 1 台当たり 2 万 2,000円(1台の作業時間 30 分程度、11台総額 24万 2,000 円)を支出していた。

回収業務という異なる業務にのびのびルーム ICT 環境対応業務の契約単価を形式的に適用したことにより、1日で出張費(1万6,500円)を6回重複計上(6校分)を6回重複計上(6校分)を3などしていたが、これの要当性について、合理的な説明は得られなかった。

(4) 買戻しに係る費用について 事業団本部の業務に必要 なソフトのインストール(ソ フト購入費含まず)及びネットワーク設定等について、1 台当たりの作業時間が 25 分 程度であったにもかかわら ず、3万800円(11台で作業 時間4時間半、総額33 8,800円)を支出していた。

事業団本部のパソコン等の

本業務の費用については、 発注業務の精査を行い、出張 料、作業料の積算を十分に検 討し、当該費用を見直したう えで、複数の業者から見積も りを徴取します。

公益財団法人堺 市教育スポーツ 振興事業団

保守・設定業務については、 別途、業務委託を契約しており、その契約単価を適用した 場合、1台当たり 3,750円(11 台総額 4万1,250円)の試 台総額 4万1,250円)の試 大らいの支出額の大らいの 大らいで、事業時間に対して費用がな で業時間に対して費用がな でまることの合理的な 明は得られなかった。

イ 売却及び買戻しの必要性がなかったこと

当初、事業団からは、事業者を介在させた一連の売却及び 買戻しを行った理由について、 公益目的事業の資産について は、それ以外の事業(法人事業) で転用することが法律上禁じ られているため、避けられない 手続であったとの説明を受け た。

しかし、監査での指摘を受け、事業団において関係機関に確認したところ、「手続を行えば、当該資産を法人事業で転用することが認められる。」との回答があったとのことであった。

このことから、一連の取引は そもそも必要なく、内部で転用 することにより、費用を縮減で きたはずである。

高い公益性が求められる事業 団が発注する業務や資産の取引 は、より公正かつ合理的に行うべ きであることを強く認識された

V10

[長期間にわたる同一業者との一 者随意契約について(意見)]

事業団は、システムに関する業 務(堺スポーツシステムメンテナ ンス業務、レンタルサーバー保守 管理代行及び情報セキュリテ ィ・個人情報保護関係対応業務、 のびのびルーム ICT 環境対応業 務)の委託契約及びノートパソコ ン等の OA 機器の購入・売却契約 (令和 4 年度:購入総額 702 万 8,472 円、売却総額18万1,500円) については、同一の者と一者見積 りによる随意契約(以下「一者随 意契約」という。)を締結してい る。これらの一者随意契約につい ては、事業団によると、同種の契 約実績と当該履行状況が良好で 業務の履行が確実に行えると認 められることなどを理由に長期 間にわたっており、そのうち堺ス ポーツシステムメンテナンス業 務は、少なくとも約 16 年以上契 約を締結している。

当該業者は堺スポーツシステムを開発、設置、納入した業者であり、メンテナンスや増設、トラブル対応については、その性質上、他の業者に代えがたいところがあると考えています。

なお、その他の御指摘のシステムに関する業務については、契約内容の見直し作業を行っているところです。

今後は、委託業務の内容を 精査したうえで見積もり合わ せ等を導入したり、他の同種 業務や他団体事例等を参考に 適切な見積価格を算定するな ど、契約金額の妥当性を確保 します。

所管部局としては、事業団が、競争原理の下で経済的かつ合理的な価格で委託業適切かったとにより、適切かっな事業運営を進めることができるよう、業者の選定手法の見直しについます。

公益財団法人堺 市教育スポーツ 振興事業団

地域教育振興課

このようなことから、業務委託 などの受注者を選定する際には、 複数の者から見積りを徴取する など競争性及び透明性を高める よう業者選定手法の見直しも検 討されたい。 また、所管部局は、事業団の収 支状況や運営状況を十分に把握 し、事業運営が適切かつ効率的に 行われるよう、指導等に一層努め られたい。